

名簿登録者を指名停止

1 事案の概要

新明和工業株式会社は、機械式駐車装置の設置工事に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を受けた。

このことは三木町建設工事指名停止等措置要綱別表第13号（独占禁止法違反行為／県外）に該当するので、同要綱第1条に基づき、指名停止を行う。

2 指名停止業者名、所在地及び指名停止期間

新明和工業株式会社 代表取締役 五十川 龍之

令和7年5月29日から令和7年8月28日まで（3か月間）